

勘定科目における「事業外繰入金収益」「事業外固定資産移管収益」「事業外繰入金費用」及び「事業外固定資産移管費用」の「事業外」とは、就労支援事業以外の事業を指す。

別紙 2

就労支援事業事業活動内訳表

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス活動増減の部	収益						
	就労支援事業収益						
	障害福祉サービス等事業収益						
	経常経費寄附金収益						
	その他の収益						
	サービス活動収益計(1)						
	費用						
	人件費						
	事業費						
	事務費						
就労支援事業費用							
利用者負担軽減額							
減価償却費							
国庫補助金等特別積立金取崩額	×××	×××	×××	×××		×××	
徴収不能額							
徴収不能引当金繰入							
その他の費用							
サービス活動費用計(2)							
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)							
サービス活動外増減の部	収益						
	借入金利息補助金収益						
	受取利息配当金収益						
	有価証券評価益						
	有価証券売却益						
	投資有価証券評価益						
	投資有価証券売却益						
	その他のサービス活動外収益						
	サービス活動外収益計(4)						
	費用						
支払利息							
有価証券評価損							
有価証券売却損							
投資有価証券評価損							
投資有価証券売却損							
その他のサービス活動外費用							
サービス活動外費用計(5)							
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							
経常増減差額(7)=(3)+(6)							

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業外繰入金収益 事業所間繰入金収益 事業外固定資産移管収益 事業所間固定資産移管収益 その他の特別収益							
		特別収益計(8)							
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業外繰入金費用 事業所間繰入金費用 事業外固定資産移管費用 事業所間固定資産移管費用 その他の特別損失							
			特別費用計(9)						
			特別増減差額(10)=(8)-(9)						
			当期活動増減差額(11)=(7)+(10)						
		繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)						
			当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)						
			基本金取崩額(14)						
			その他の積立金取崩額(15)						
その他の積立金積立額(16)									
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)									